

宇陀市ホームページ観光情報掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、宇陀市を訪れる観光客等が求める情報を提供し、市の観光振興に資するため、市ホームページに民間事業者が営む飲食店、宿泊施設、観光集客施設及び市産品等販売の情報（以下「観光情報」という。）を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 市内の食堂、レストラン、軽食喫茶、カフェ、居酒屋、又はこれに類する飲食店
- (2) 宿泊施設 市内の旅館、ホテル、民宿、ゲストハウス又はこれに類する宿泊施設
- (3) 観光集客施設 市内の寺社仏閣、博物館、歴史資料館、動物園、植物園、劇場、体験施設又はこれに類する自然、歴史、文化等の観賞及び体験を目的として集客を行う観光集客施設
- (4) 市産品等 市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品で、市内で生産、収穫、製造若しくは加工のいずれかが行われているもの又は市内の原材料を使用しているもの

(観光情報を掲載できる者)

第3条 市ホームページに観光情報を掲載することができる者は、飲食店、宿泊施設、観光集客施設及び市産品等を販売する団体若しくは個人であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (3) 自己又は自己の団体役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

(掲載内容)

第4条 掲載内容は、宇陀市ホームページ観光情報掲載申込書（飲食店）（様式第1号）、宇陀市ホームページ観光情報掲載申込書（宿泊施設）（様式第2号）、宇陀市ホームページ観光情報掲載申込書（観光集客施設）（様式第3号）又は宇陀市ホームページ観光情報掲載申込書（市産品等）（様式第4号）の項目及び内容のとおりとする。

2 宇陀市特産品等認定に関する要綱（平成21年宇陀市告示第24号）に基づき認定された特産品又は名産品を掲載する場合は、「宇陀市認定特産品」又は「宇陀市認定名産品」と表記する。

(掲載場所)

第5条 掲載場所は、市ホームページ内で市が指定した場所とする。

(掲載料)

第6条 掲載料は、無料とする。

(掲載の申込み)

第7条 観光情報を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、様式第1号、様式第2号、様式第3号又は様式第4号に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(掲載可否通知)

第8条 市長は、前条の申込みを受理したときは、掲載の可否を決定し、宇陀市ホームページ観光情報(掲載・非掲載)決定通知書(様式第5号)により、申込者に通知するものとする。

2 市ホームページに掲載する観光情報は、次の各号のいずれにも該当しないものとし、市長が不相当であると認めるときは、掲載しないことができる。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(4) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの

(5) その他市ホームページに掲載する観光情報として適当でないとして市長が認めるもの

(掲載期間)

第9条 掲載期間は、申込者から掲載終了の申出があるまで、又は市長が掲載終了と判断するまでとする。

(掲載の取消し)

第10条 市長は、掲載内容が不相当と認められる事実が判明したときは、掲載を取り消すことができる。

2 市長は、掲載を取り消したときは、申込者にその旨を通知するものとする。

(申込者の責任)

第11条 掲載された内容に関する責任は、申込者が負うものとし、掲載内容に変更等が生じた場合は様式第1号、様式第2号、様式第3号又は様式第4号に変更内容等の必要事項を記入し、速やかに市長に提出するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。